

令和5年度

# 環境文化行政の概要

令和5年5月

岡山県環境文化部

# 目 次

## 第 1 行政機構

- 1 組織 …………… 1
- 2 環境文化部職員数 …………… 2

## 第 2 事務分掌

- 1 環境文化部分掌事務 …………… 3
- 2 環境文化部各課室分掌事務 …… 3
- 3 出先機関分掌事務 …………… 6
- 4 委員会・審議会等 …………… 9

## 第 3 主要施策の概要 …………… 11

## 第 4 各課室の事業概要

### 《環境企画課》

- 1 総合的な環境行政の推進 …… 13
- 2 快適な環境づくりの推進 …… 13
- 3 良好な景観の形成 …………… 13
- 4 環境影響評価 …………… 14
- 5 公害・環境関連対策 …………… 14
- 6 人形峠環境技術センターに係る  
環境放射線の監視測定等 …… 14
- 7 墓地等に関する許可等 …… 15
- 8 環境保健センター …………… 15

### 《新エネルギー・温暖化対策室》

- 1 地球温暖化対策の推進 …… 17
- 2 環境マネジメントの推進 …… 18
- 3 環境学習の推進 …………… 18

### 《環境管理課》

- 1 水質保全対策 …………… 20
- 2 児島湖流域環境保全対策 …… 21
- 3 化学物質対策 …………… 22
- 4 大気保全対策 …………… 23
- 5 アスベスト対策 …………… 25
- 6 騒音・振動・悪臭対策 …… 25
- 7 公害防止協定・環境保全協定 … 25

### 《循環型社会推進課》

- 1 循環型社会形成の推進 …… 26
- 2 一般廃棄物対策 …………… 27
- 3 産業廃棄物対策 …………… 28

### 《自然環境課》

- 1 豊かな自然環境の保護 …… 30
- 2 野生生物の保護及び管理 …… 30
- 3 自然保護意識の醸成 …… 32

### 《全国植樹祭推進室》

- 1 全国植樹祭の開催準備 …… 33

### 《文化振興課》

- 1 文化を伝承・創造し心豊かに  
生活できる岡山 …… 34
- 2 文化が地域の元気を生み出す  
岡山 …………… 37
- 3 文化発信しながら交流を広げる  
岡山 …………… 38

### 《スポーツ振興課》

- 1 生涯スポーツの振興 …… 40
- 2 競技スポーツの振興 …… 41
- 3 おかやまマラソン …… 44

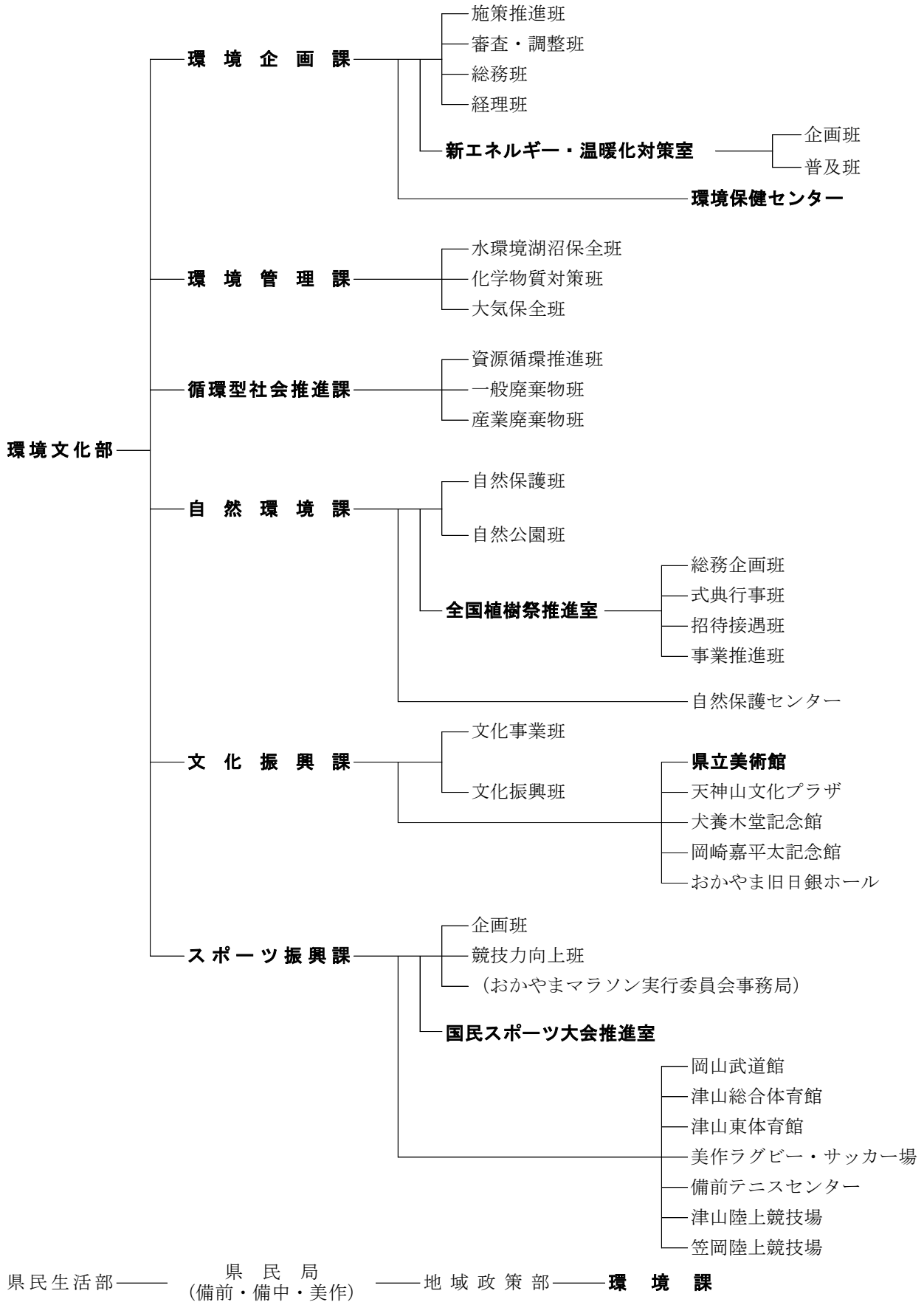
### 《国民スポーツ大会推進室》

- 1 国民スポーツ大会冬季大会の  
開催準備…………… 46

## 第 5 当初予算額一覧表 …………… 47

# 第1 行政機構

## 1 組織



## 2 環境文化部職員数

(令和5年4月1日現在)

所属	区分	職員数	備考
環境企画課		21	部長、次長、文化スポーツ振興監を含む
新エネルギー・ 温暖化対策室		9	
環境管理課		15	
循環型社会推進課		15	
自然環境課		10	
全国植樹祭推進室		18	
文化振興課		7	
スポーツ振興課		33	おokayamaマラソン実行委員会事務局20名(うち10名は岡山市からの併任職員)を含む
国民スポーツ大会推進室		12	うち3名は岡山市、2名は倉敷市からの併任職員
本庁計		140	
環境保健センター		42	
県立美術館		11	
出先計		53	
備前県民局		14	
備中県民局		17	
美作県民局		15	
県民局計		46	
合計		239	

## 第 2 事務分掌

### 1 環境文化部分掌事務

- (1) 環境の保全に関する事項
- (2) 快適な環境の創造に関する事項
- (3) 文化の振興に関する事項
- (4) スポーツの振興に関する事項

### 2 環境文化部各課室分掌事務

課 室 名	分 掌 事 務
環 境 企 画 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の重点施策の策定及び調整に関すること。</li> <li>2 部内の重要事業の進行管理に関すること。</li> <li>3 部内の行政の調査研究に関すること。</li> <li>4 部内の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関すること。</li> <li>5 部内の予算、決算及び経理の事務に関すること（物品に係るものを除く。）。</li> <li>6 部内の広報に関すること。</li> <li>7 部内の事務処理合理化の実施及び調整に関すること。</li> <li>8 部内のデジタル化の推進に関すること。</li> <li>9 部内の行政資料の整理保管に関すること。</li> <li>10 知事の職印の管守に関すること。</li> <li>11 部内の証明事務の総括に関すること。</li> <li>12 環境基本計画の推進に関すること。</li> <li>13 エコパートナーシップおかやまに関すること。</li> <li>14 快適な環境の確保に関すること。</li> <li>15 景観対策に関すること。</li> <li>16 公共用水域の水質浄化施策の推進に関する連絡調整に関すること。</li> <li>17 環境保全に係る調査研究に関すること。</li> <li>18 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。</li> <li>19 環境影響評価の指導及び審査に関すること。</li> <li>20 企業の公害防止組織の指導に関すること。</li> <li>21 公害に係る情報の把握及び苦情等の処理並びにこれらに係る連絡調整に関すること。</li> <li>22 公害に関する紛争処理に関すること。</li> <li>23 原子力発電施設等の周辺環境保全協定に関すること。</li> <li>24 原子力発電施設等の放射線等の監視及び原子力に関する知識の普及等の広報事務に関すること。</li> <li>25 フロン対策に関すること。</li> <li>26 環境保健センターに関すること。</li> <li>27 環境審議会、環境影響評価技術審査委員会及び公害審査会に関すること。</li> <li>28 その他他課の分掌に属しない環境の保全に関すること。</li> <li>29 部内各課の連絡調整及び部内各課又は室の所管に属さない事項に関すること。</li> </ul>

課室名	分掌事務
新エネルギー・ 温暖化対策室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地球温暖化対策実行計画の総合調整に関すること。</li> <li>2 再生可能エネルギーの普及啓発に関すること。</li> <li>3 地球温暖化対策の推進及び連絡調整に関すること。</li> <li>4 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関すること。</li> <li>5 省資源及び省エネルギーの推進に関すること。</li> <li>6 環境マネジメントシステムに関すること。</li> <li>7 環境学習に関すること。</li> </ol>
環境管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気環境保全対策に関すること。</li> <li>2 水質環境保全対策に関すること。</li> <li>3 湖沼及び清流環境保全対策に関すること。</li> <li>4 有害化学物質環境監視及びこれに係る環境保全対策に関すること。</li> <li>5 騒音、振動及び悪臭に関すること。</li> <li>6 公害防止協定に関すること。</li> <li>7 自動車公害に関すること。</li> <li>8 土壌汚染対策に関すること。</li> <li>9 地盤沈下に関すること。</li> <li>10 自然海浜保全地区に関すること。</li> <li>11 その他他課の分掌に属しない大気、水質、騒音等の環境保全対策に関すること。</li> </ol>
循環型社会 推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 循環型社会形成の推進に関すること。</li> <li>2 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</li> <li>3 浄化槽に関すること。</li> <li>4 下水道の終末処理場の維持管理に関すること。</li> <li>5 その他廃棄物対策に関すること。</li> </ol>
自然環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然保護及び緑化対策の企画立案並びに関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 自然公園の指定並びに公園計画及び公園事業の決定及び執行に関すること。</li> <li>3 自然公園の管理に関すること。</li> <li>4 鳥獣の保護及び管理に関すること。</li> <li>5 温泉に関すること。</li> <li>6 自然保護センターに関すること。</li> <li>7 自然環境保全審議会に関すること。</li> <li>8 その他他課の分掌に属しない自然環境に関すること。</li> </ol>
全国植樹祭 推進室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国植樹祭に関すること。</li> </ol>

課 室 名	分 掌 事 務
文化振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 芸術文化、地域文化その他の文化の振興に関する施策の調査研究、企画立案及び総合調整に関すること。</li> <li>2 文化に係る表彰等に関すること。</li> <li>3 文化関係団体に関すること。</li> <li>4 著作権に関すること。</li> <li>5 県立美術館、天神山文化プラザ、犬養木堂記念館、岡崎嘉平太記念館及びおかやま旧日銀ホールに関すること。</li> <li>6 文化振興審議会に関すること。</li> <li>7 その他他課の分掌に属しない文化の振興に関すること。</li> </ol>
スポーツ振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯スポーツ、競技スポーツその他のスポーツの振興に関する施策の調査研究、企画立案及び総合調整に関すること。</li> <li>2 おかやまマラソンに関すること。</li> <li>3 競技力の強化に関すること。</li> <li>4 スポーツに係る表彰等に関すること。</li> <li>5 体育、スポーツ及びレクリエーション関係団体に関すること。</li> <li>6 岡山武道館、津山総合体育館、津山東体育館、美作ラグビー・サッカー場、備前テニスセンター、津山陸上競技場、笠岡陸上競技場、クレ射撃場及び百間川漕艇場に関すること。</li> <li>7 スポーツ推進審議会に関すること。</li> <li>8 その他他課の分掌に属しないスポーツの振興に関すること。</li> </ol>
国民スポーツ 大会推進室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民スポーツ大会冬季大会に関すること。</li> </ol>

### 3 出先機関分掌事務

出先機関名	所在地	課名	分掌事務
環境保健センター	岡山市南区 内尾739-1	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 庶務に関すること。</li> <li>2 使用料及び手数料の徴収及び減免に関すること。</li> <li>3 財産の維持管理に関すること。</li> <li>4 その他他部又は他室の所管に属さない事項に関すること。</li> </ul>
		企画情報室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 調査研究、試験検査等及び研修指導業務の企画調整に関すること。</li> <li>2 環境保健に関する情報の収集、解析及び提供に関すること。</li> <li>3 地域気候変動適応センターに関すること（新エネルギー・温暖化対策室の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>4 地方感染症情報センターに関すること。</li> <li>5 他の試験研究機関等との連絡調整に関すること。</li> </ul>
		環境科学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 騒音、振動、地盤沈下及び土壌汚染に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>2 廃棄物及び廃棄物処理施設に係る調査研究に関すること。</li> <li>3 ばい煙、粉じん、有害ガス等の大気汚染物質に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>4 煙道排ガス及び燃料に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>5 大気環境監視テレメーターシステムによる監視及び緊急時の措置に関すること。</li> <li>6 水質汚濁及び底質汚染に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>7 気象調査及び水象調査に関すること。</li> <li>8 大気及び水質に係る公害防止のための施設、装置、方法等の研究並びに汚染物質の調査分析方法の研究及び指導に関すること。</li> <li>9 放射性物質に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>10 ウラン濃縮施設等に係る放射線等の測定及び評価並びにテレメーターシステムによる監視に関すること。</li> <li>11 測定データの集計、解析及び評価並びに監視測定局及び測定機器の維持管理に関すること。</li> <li>12 その他大気及び水質に係る公害防止のための調査研究に関すること。</li> </ul>



出先機関名	所在地	課名	分掌事務
		保健科学部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品、医薬品、家庭用品、栄養等に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>2 病原微生物に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</li> <li>3 感染症に係る疫学的調査研究に関すること。</li> </ol>
自然保護センター	和気郡和気町田賀730		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然保護センターの施設及び設備の提供</li> <li>2 自然の保護に関する知識の普及及び意識の啓発</li> <li>3 自然に関する調査及び研究</li> <li>4 自然に関する情報の収集及び提供</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、自然保護センターの目的の達成に必要な業務</li> </ol>
県立美術館	岡山市北区天神町8-48	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庶務に関すること。</li> <li>2 施設及び付属設備の使用並びに館内の行為の許可に関すること。</li> <li>3 観覧料、ホール使用料等の徴収、減免及び返還に関すること。</li> <li>4 その他他課の所管に属さない事項に関すること。</li> </ol>
		学芸課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 展覧会に関すること。</li> <li>2 美術品等の収集及び保管に関すること。</li> <li>3 美術品等に関する調査研究に関すること。</li> <li>4 美術に関する教育及び普及に関すること。</li> </ol>
天神山文化プラザ	岡山市北区天神町8-54		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化プラザの施設及び設備の提供</li> <li>2 文化活動の鑑賞及び発表の機会の提供</li> <li>3 文化活動に関する情報の収集及び提供</li> <li>4 県民文化の振興に関する事業の実施</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、文化活動の促進に関し必要な業務</li> </ol>
犬養木堂記念館	岡山市北区川入102-1		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 記念館の施設及び設備の提供</li> <li>2 犬養木堂に関する資料の収集、保管及び展示</li> <li>3 犬養木堂に関する専門的な調査研究</li> <li>4 前三号に掲げるもののほか、記念館の目的の達成に必要な業務</li> </ol>

出先機関名	所在地	課名	分掌事務
岡崎嘉平太記念館	加賀郡 吉備中央町 吉川4860-6 きびプラザ1階		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 記念館の施設及び設備の提供</li> <li>2 岡崎嘉平太に関する資料の収集、保管及び展示</li> <li>3 岡崎嘉平太に関する専門的な調査研究</li> <li>4 前三号に掲げるもののほか、記念館の目的の達成に必要な業務</li> </ol>
おかやま旧日銀 ホール	岡山市北区 内山下1-6-20		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旧日銀ホールの施設及び設備の提供</li> <li>2 文化芸術の鑑賞及び発表の機会の提供</li> <li>3 前二号に掲げるもののほか、旧日銀ホールの目的の達成に必要な業務</li> </ol>

#### 4 委員会・審議会等

##### 1 法令に基づくもの

名 称	担 当 事 務	事 務 局
岡山県環境審議会	環境基本法第43条第1項の規定による岡山県の環境の保全についての基本的事項の調査審議に関する事務	環境企画課
岡山県公害審査会	公害紛争処理法第14条の規定による公害に係る紛争についてのあつせん、調停及び仲裁その他同法の規定によりその権限に属する事務	環境企画課
岡山県自然環境保全審議会	自然環境保全法第51条第2項の規定による自然環境の保全に関する重要事項並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定によりその権限に属する事項の調査審議に関する事務	自然環境課
岡山県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第31条の規定によるスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する事務	スポーツ振興課

##### 2 条例に基づくもの

名 称	担 当 事 務	事 務 局
岡山県環境影響評価技術審査委員会	環境影響評価法及び岡山県環境影響評価等に関する条例の規定による環境影響評価、環境管理その他の手続等に係る技術的な事項についての意見の具申に関する事務	環境企画課
岡山県文化振興審議会	岡山県文化振興基本条例の規定による文化の振興に関する基本的事項等の調査審議及び意見の具申に関する事務	文化振興課

##### 3 その他のもの

名 称	担 当 事 務	関 係 課
エコパートナーシップおかもやま	県民団体、事業者団体、行政により構成され、地球温暖化防止対策をはじめとする環境保全活動に協働して取り組む。	環境企画課
岡山県環境放射線等測定技術委員会	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺地域の環境放射線等に係る岡山県及び同センターが実施する環境監視測定を技術的に調査・検討して、環境放射線等の状況を把握する。	環境企画課
地球温暖化防止プロジェクト推進会議	地球温暖化対策を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進する。	新エネルギー・温暖化対策室
岡山県環境マネジメントシステム外部評価委員会	県が、事業者として行う環境マネジメントシステムの運用について、専門的かつ客観的な見地から分析及び評価を行うとともに、システムの継続的改善について、必要な提言を行う。	新エネルギー・温暖化対策室
岡山県アスベスト対策協議会	アスベスト対策に関する関係機関・関係団体間の連携を図り、岡山県におけるアスベスト対策を総合的に推進する。	環境管理課

名称	担 当 事 務	関 係 課
児島湖流域環境保全 対策推進協議会	国、県、流域市町、民間団体等が一体となり、児島湖流域の環境保全活動を県民運動として推進する。	環境管理課
児島湖清水導入 協議会	児島湖の水質浄化を目的とした清水導入を効果的に実施する。	環境管理課
児島湖の共同研究に 関する検討会	関係機関及び関係団体間の連携を密にし、効率的かつ効果的に児島湖に関する研究を実施する。	環境管理課
岡山県ごみゼロ社会 プロジェクト推進会議	廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進する。	循環型社会推進課
岡山県グリーン購入 対策会議	再生品等の使用の促進を図るための対策を調査、審議する。	循環型社会推進課
第74回全国植樹祭 岡山県実行委員会	県民の緑化意識の醸成を図り、豊富な森林資源の循環利用を進めるとともに、本県の歴史、文化など様々な魅力を全国に発信するため、令和6年に第74回全国植樹祭を開催する。	全国植樹祭推進室
おかやまマラソン 実行委員会	県民・市民に「走る」・「みる」・「支える」の3つの側面からスポーツ活動への参加意欲を喚起し、スポーツの振興を図るとともに、本県及び岡山市の情報を全国に発信し、地域の活力向上に寄与することを目指しておかやまマラソンを開催する。	スポーツ振興課
岡山県環境保健 センター外部評価 委員会	環境保健センターの試験研究を効率的・効果的に推進するため、試験研究に関する組織・体制等について総合的な評価を実施する。	環境保健センター
岡山県立美術館 運営協議会	県立美術館の運営に関し、管理者の諮問に応ずるとともに、管理者に対して意見を述べる。	県立美術館

## 第3 主要施策の概要

当部では、令和3年3月に取りまとめた「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」の基本目標である「生き生き岡山」の実現に向け、地球温暖化対策や循環型社会形成の推進、安心して快適な生活環境や自然環境の保全などの環境問題全般とともに、文化やスポーツの振興に取り組み、県民が将来にわたって安心して豊かさが実感できる地域の創造を目指す。

### 【重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興】

#### 3 観光振興プログラム

優れた自然の風景地等を有する自然公園の利便性や魅力を向上させるため、老朽化した施設の再整備や撤去を行うとともに、地域のブランド化などにつなげるための人材育成研修を実施し、観光客の利用を促進することにより、地域経済の活性化を図る。

### 【重点戦略Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造】

#### 6 持続可能な中山間地域等形成プログラム

ツキノワグマ被害防止対策については、ツキノワグマ管理計画に基づき、特定鳥獣専門指導員の継続配置や市町村の支援等により、ツキノワグマ出没時の迅速な対応を一層促進するとともに、近隣県との共通した方針に基づき、広域的な保護管理に取り組むなど、被害防止対策の強化・充実を図る。

#### 7 快適な環境保全プログラム

環境と経済の両立を図りつつ、水、大気、土壌などの環境保全や地球温暖化対策、本県の豊かな自然や優れた景観の保全と活用、身近な生活環境の快適性の向上、循環型社会の形成等により、将来にわたって豊かに生活できる持続的な社会の構築を目指す。

また、本県の環境に関する総合的かつ長期的な目標、施策の大綱である「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」に基づき、健全で恵み豊かな環境を次世代に継承していくため、県民、事業者、行政等あらゆる主体が一体となり、計画の推進に取り組む。

地球温暖化対策については、脱炭素社会実現に向けた更なる機運醸成のため、市町村間の連携強化や事業者の行動変容の促進、県民への省・創・蓄エネ設備導入支援などを推進するとともに、適応に関する啓発事業を通じ県民の意識醸成を図り、これまで注力してきた「緩和策」に加え、気候変動の影響に対処する「適応策」も併せた両面の対策を進める。

E V等の普及促進については、利用シーンに合わせたE Vの活用方法を県民に分かりやすく発信したり、軽E V導入補助を行う市町村を支援したりすることで、E Vの導入を促すとともに、E V等を安心して利用できる環境を整備するために充電設備の設置を支援するなど、E Vシフトに対応した産業と地域の実現に向けた取組を進める。

大気保全対策の推進については、健康への影響が懸念されるPM2.5の環境基準を継続的に達成できていないことから、その原因の一つである稲わらの野焼きを低減させるため、農業関係者と連携し、稲わらを焼かずにすき込む有効利用への自発的な取組を促すとともに、効果的な普及啓発を行い、焼却処理からの転換を推進する。

食品ロスの削減については、家庭系食品ロスの削減に向けた県民意識の高揚を図る啓発を強化するとともに、食品関連事業者とフードバンクとをつなぐマッチングシステムの利用拡大により事業系食品ロスの削減を推進するほか、県民の実践行動を促すキャンペーンの実施や小学生のチャレンジコンテストを通じ、家庭や地域における削減の輪を広げる取組を推進する。

海ごみ対策の推進については、海につながる河川等での清掃ボランティア活動の円滑化、活発化を目的として、市町村と連携の上、ごみの運搬・処分に係る支援制度を新たに構築するとともに、地域における効果的なモデルづくりに取り組む。また、高校生等による用水路等のごみ回収ロボットのアイデアコンテストを開催し、ごみ削減への意識を高めるなど、海ごみの回収、発生抑制を一層推進する。

全国植樹祭については、令和6年春の本県での開催に向け、関係団体と連携しながら、県民の緑化意識の醸成や本県の魅力の発信に繋がる行事となるよう準備を進める。また、県民参加の1年前イベントや全市町村が参画する記念植樹などを通じて、さらなる開催機運の醸成を図る。

## 8 生きがい・元気づくり支援プログラム

文化の振興については、国内外のアーティストを招へいして行う滞在製作や、アートイベントを企画・運営できるアートマネジメント人材の育成等により、文化の力を活用した地域の活性化を図るとともに、芸術家や文化団体等の活動を支援することにより、本県文化の底上げを図る。

スポーツの振興については、県内トップクラブチームの応援・交流機会を提供するとともに、観戦機会が少ない県民にもトップレベルの試合を楽しめる環境づくりに取り組むなど、多様な主体が、運動・スポーツ活動に親しみ、楽しむことができる機会の創出等を通じて、地域の活性化を図る。また、各スポーツの競技力向上に向けて、競技の普及や競技者の確保、ジュニア世代の育成・強化に取り組むとともに、関連中央団体と連携強化を図り、本県の選手育成体制を構築する。

また、令和7年の西日本で初開催となる第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を確実に成功させ、大会を通じて本県の魅力を全国に発信できるよう、開催市と連携しながら準備を進め、本県選手の活躍に向けた選手育成・強化を図るとともに、県民の冬季スポーツに参加する機会を創出して機運の醸成を図る。

## 9 情報発信力強化プログラム

おかやまマラソンについては、県、岡山市など県内56団体で組織する「おかやまマラソン実行委員会」を実施主体として、11月12日に開催する。また、大会前日・当日の両日にわたり、主会場周辺で「おかやまマラソン EXPO」を開催し、岡山のご当地グルメや特産品などの販売、各地域の情報発信を行うとともに、県内他大会との連携による大会の共同PRやスタンプラリーなどの取組も展開し、本県及び岡山市のスポーツ振興や情報発信、地域の活性化を図る。

## 第4 各課室の事業概要

### 《環境企画課》

#### 1 総合的な環境行政の推進

##### (1) 環境基本計画の推進

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岡山県環境基本条例に基づき、令和3年2月に、令和3年度から令和22年頃までを計画期間とする「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」を策定した。

20年後の目指す姿として、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会～山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ～」を掲げ、「気候変動対策（緩和・適応）の推進」、「循環型社会の形成」、「安全・安心な生活環境の保全と創出」、「自然と共生した社会の形成」の4つの基本目標と、基本目標を進める上での土台として「環境の未来を支える担い手づくり」、「環境の未来を創る経済振興」の2つの横断的な視点により、目指す姿の達成に向け、令和6年度までの具体的な取組を推進する。

##### (2) エコパートナーシップおかやまの活動推進

地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動を、県民団体、事業者団体、行政等の幅広い協力体制のもと、県民総参加の取組として積極的に推進するため、エコパートナーシップおかやまの活動の充実に取り組む。

##### (3) 環境審議会の運営

岡山県の環境の保全について、基本的事項を調査審議するため、岡山県環境審議会を設置している。同審議会には、政策、景観、水質、大気、廃棄物対策の5つの部会を設けており、知事からの諮問事項等の審議を行う。

#### 2 快適な環境づくりの推進

平成14年4月に施行した岡山県快適な環境の確保に関する条例に基づき、美観や清潔さが保たれた快適な生活環境の実現を目指し、落書き、空き缶等の投棄、光害などの防止に向けた取組を、市町村とも連携を図りながら、県民や事業者と協働して推進する。

#### 3 良好な景観の形成

景観法に基づき策定した「晴れの国おかやま景観計画」及び岡山県景観条例により、大規模行為やモデル地区内での届出に対する指導などにより、総合的な景観対策に取り組む。

さらに、景観法に基づく景観行政団体となるよう関係市町村に働きかける。

##### (1) 景観モデル地区等での届出指導等

景観モデル地区に指定している地区については、きめ細かな届出指導を行う。また、背景保全地区に指定している地区については、事前指導による背景保全に取り組む。

## (2) 大規模行為の届出指導等

周辺景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物の新築等の行為について、届出を義務付け、景観形成基準に照らして必要性を勘案して指導等を行う。

## (3) 普及啓発

ポータルサイト「おokayamaの景観」を運営し、景観形成に関する諸制度や関係部局が各々保有している景観に関する情報を発信し、市町村や住民が一体となって良好な景観の創造に向けて取り組むよう意識の高揚を図る。



< 関谷背景保全地区 >

## 4 環境影響評価

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関し、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、関係地域住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものである。

環境影響評価の審査に当たっては、環境影響評価の調査方法等を記載した「実施計画書（方法書）」や、環境影響評価の結果等を記載した「準備書」に対して、岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を聴いた上で、事業者に対し知事意見を述べる。

これらの手続の中で、対象事業に係る環境影響評価等の指導及び審査を厳正に実施するとともに、環境影響評価制度について一層の周知を図る。

## 5 公害・環境関連対策

### (1) 公害苦情等の処理

#### ア 公害苦情の処理体制

公害紛争処理法に基づき本庁関係課及び各県民局に公害苦情相談員(10人)を配置して公害苦情の適切な処理を図るほか、各県民局に公害監視員(26人)を配置して公害事象を速やかに把握し、その対策を迅速かつ適正に推進する。

#### イ 公害紛争の処理体制

公害紛争処理法に基づき、岡山県公害紛争処理条例を昭和45年11月に施行し、岡山県公害審査会を設置しており、公害紛争についてのあっせん、調停及び仲裁の業務を行う。

### (2) フロン対策の推進

オゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、フロン排出抑制法に基づき、フロン類を使用している業務用冷凍空調機器の管理者に対し、管理上の義務等の周知・徹底を図るとともに、機器廃棄時にフロン類が確実に回収されるよう関係する事業者に対して立入検査・指導等を実施することで、フロンの排出抑制につなげる。

### (3) エコドライブ運動等の推進

大気汚染防止のみならず地球温暖化防止、交通安全、省エネルギーの観点から、「エコドライブ宣言者」の募集、岡山県下統一ノーマイカーデー運動等を実施する。

## 6 人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等

県と鏡野町は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(以下「センター」という。)周辺地域住民の健康保護、生活環境保全のために国立研究開発法人日本原子力研



究開発機構(旧動燃)と「環境保全協定」(昭和54年7月28日)を締結しており、環境放射線等の管理目標値を設定し、センター周辺及び捨石堆積場周辺において、環境放射線等の監視測定を実施している。

(1) センター及び捨石堆積場周辺の監視測定等

センター周辺の空間γ線線量率等の連続測定を行い、テレメータによる常時監視を実施するほか、定期的に河川水や土壌等の環境試料中の放射性物質等のサンプリング測定を実施する。

(2) 新增設協議

センターの施設の新増設に当たっては、環境保全協定に基づき事前協議を実施する。

(3) 広報事業

センター周辺の環境保全や安全対策の取組、放射線に関連した情報等について、広く県民に広報することを目的として、人形峠施設見学バス事業の開催、環境放射線監視測定結果等広報用パンフレットの作成、配布等の広報調査事業を実施する。

## 7 墓地等に関する許可等

墓地等の設置及び管理が住民の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障なく行われるよう、墓地等の経営等の許可事務を行っているが、市町村への権限移譲が進んだことから、県では町村部の宗教法人墓地の経営許可等を行う。

## 8 環境保健センター

環境保健分野の試験研究機関として、環境保全及び保健衛生施策の基本となる試験検査、調査研究及び情報提供を行う。また、大気汚染・環境放射線の常時監視を行うとともに、技術指導や他試験検査機関等の精度管理を実施する。

(1) 試験検査(行政機関からの依頼に基づく検査、調査)

ア 環境保全に関するもの

- (ア) 煙道・排ガス検査、有害大気汚染物質調査等
- (イ) 工場・事業場排水検査、水質汚濁事象調査等
- (ウ) 化学物質環境モニタリング調査等
- (エ) 航空機騒音及び新幹線騒音・振動調査等
- (オ) 放射線等監視測定、放射能水準調査等
- (カ) 大気・水質・廃棄物等に関する緊急時対応に伴う分析測定

イ 保健衛生に関するもの

- (ア) 感染症発生動向調査、感染症流行予測調査、感染症抗体保有調査等
- (イ) 食品中の有害化学物質・残留農薬・残留動物用医薬品・アレルギー物質の検査、遺伝子組換え食品検査、貝毒検査等
- (ウ) 家庭用品検査、医薬品検査等
- (エ) 食中毒・感染症集団発生等健康危機事例発生時における原因究明等のための検査

(2) 調査研究

ア 環境保全に関するもの

- (ア) 岡山県におけるPM<sub>2.5</sub>高濃度事象に関する研究
- (イ) 水環境中の医薬品及び生活関連物質(PPCPs)の実態把握に関する研究
- (ウ) 児島湖の水質改善に向けた難分解性有機物等の実態把握に関する研究

イ 保健衛生に関するもの

- (ア) 岡山県内で分離された感染症及び食中毒起因菌の病原性に関する研究
- (イ) ウイルス・リケッチア感染症の包括的流行疫学に関する研究
- (ウ) 食品の健康被害の防止に関する研究

ウ 他機関との連携

- (ア) 化学物質環境実態調査
  - (イ) 里海里湖流域圏が形成する生態系機能・生態系サービスとその環境価値に関する研究
  - (ウ) 河川プラスチックごみの排出実態把握と排出抑制対策に資する研究
  - (エ) 食品由来感染症の病原体解析の手法及び病原体情報の共有に関する研究
  - (オ) ワンヘルスに基づく食品由来薬剤耐性菌のサーベイランス体制の強化のための研究
  - (カ) ワクチンで予防可能な疾病のサーベイランス及びワクチン効果の評価に関する研究
  - (キ) 愛玩動物由来人獣共通感染症の対策を目指した総合研究
  - (ク) 新型コロナウイルス感染症等の感染症サーベイランス体制の抜本的拡充に向けた人材育成と感染症疫学的手法の開発研究
- (3) 大気汚染物質常時監視  
県内に設置された環境大気測定局等で大気汚染物質を常時監視し、必要に応じ、情報発令等の緊急時対応を行う。
- (4) 環境放射線等の常時監視  
人形峠周辺に設置された観測局で環境放射線等を常時監視し、必要に応じ緊急時対応を行う。
- (5) 研修指導、情報提供、精度管理  
当センターに蓄積された知識・技能等を広く伝達、提供するため、技術指導、研修生等の受入、ホームページへの情報掲載、広報誌の発行等を行う。また、他の試験検査機関との精度管理を積極的に実施し、技術の向上に努める。
- (6) 気候変動適応センター  
新エネルギー・温暖化対策室と共同で、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供等を行う。
- (7) 感染症情報センター  
感染症サーベイランスデータの集計、感染症情報の収集、解析及びそれらの情報発信を行う。

# 《新エネルギー・温暖化対策室》

## 1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策として、県民、事業者それぞれの主体的な温室効果ガス排出量の削減の取組を一層促進するとともに、県地球温暖化防止活動推進センター等と連携した普及啓発活動や家庭の省・創・蓄エネ設備及びE Vの導入の促進などに取り組む。また、気候変動の影響に関する情報収集、気候変動適応の普及啓発を行う。

### (1) 地球温暖化防止に向けた普及啓発活動の展開

#### ア クールビズ・ウォームビズ県民運動及び国民運動「COOL CHOICE」の推進

クールビズ・ウォームビズ県民運動による地球温暖化防止行動の意識啓発のため、経済団体を通じて事業者等への働きかけを行うとともに、温暖化対策の国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）と連動し、若者の広報サポーターを登録するなど「COOL CHOICE」の積極的な情報発信や普及啓発等に取り組む。

#### イ アースキーパーメンバーシップ制度の推進

環境負荷低減活動を自主的・継続的に実行する県民・事業者を会員とするアースキーパーメンバーシップ制度の充実及び会員拡大により、地球温暖化防止活動の着実な推進を図る。

#### ウ 県地球温暖化防止活動推進センター等と連携した普及啓発活動の展開

県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、地球温暖化防止活動推進員の活動支援、アースキーパーメンバーシップ事業の運営等、地球温暖化防止のための普及啓発を実施する。

### (2) 岡山県地球温暖化対策実行計画の進捗管理等

岡山県地球温暖化対策実行計画に基づき、県内の温室効果ガス排出量の算定と排出増減要因の分析に加え、同計画に盛り込まれた施策等の目標の進捗管理を行う。

なお、令和5年度は、市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる促進区域を設定する際の、県の基準を策定する。

### (3) 県民の取組への支援

#### ア 家庭の省・創・蓄エネ設備・E V導入促進

家庭における省エネ対策等の促進のため、太陽光発電設備や家庭用蓄電池など、省エネや蓄エネ等の効果の高い機器・設備及び軽E V等を導入する県民への補助を行う市町村を対象に補助を行う。

#### イ Z E H促進事業

中小工務店向けにZ E H関連情報（最新情報、補助金情報など）講習会を開催する。

### (4) 事業者の取組への支援等

#### ア 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の運用

特定事業者の温室効果ガス排出量削減に向けた自主的な努力を促進するため、制度の適切な運用を図る。

#### イ 省エネアドバイザー派遣事業

省エネアドバイザーによる無料の省エネ相談を実施し、ランニングコスト及び温室効果ガス排出量の削減提案を行うこと等により、中小事業者の排出量削減の取組を支援する。

#### ウ 脱炭素経営促進広報事業

事業者の行動変容を促すため、平易でわかりやすい内容の啓発資材を作成し、その啓発資材を活用したセミナーを開催する。

#### エ 「エコアクション21」の認証取得支援事業

県内事業者に環境配慮型経営の確立を促すため、環境マネジメントシステム「エコアクシ

ョン21」の認証取得研修会の開催や認証取得経費の補助を行う。

(5) 市町村の取組への支援

ア 県・市町村脱炭素ネットワーク形成事業

市町村の脱炭素化を支援するため、県及び市町村を構成員とした脱炭素ネットワーク会議を設置し、脱炭素に関する情報の共有等を目的とした会議や意見交換会等を実施する。

イ 市町村脱炭素地域づくり支援事業

地域の特性や資源を生かした再生可能エネルギーの導入やEVの活用等により、地域内の課題解決に取り組む市町村を対象に、取組に必要な経費の一部について補助を行う。

(6) EV等の普及促進

ア 事業者向け車両導入支援事業

多数が利用し、人目につきやすい車両（タクシー、教習車、レンタカー、カーシェアリング用車両、福祉施設送迎車両等）を事業者が導入する際の費用の補助を行う。

イ EVの魅力発信事業

EVの普及拡大を進めるため、セカンドカーとしての利用者やガソリンスタンドの過疎地である中山間地域在住者等をターゲットとした試乗会を開催する。

ウ 充電環境整備事業

EVを安心して利用できる環境の整備を進めるため、法人等が行う充電設備の設置に対して補助を行うほか、EV普及に向けた充電環境実現のための方針を策定する。

エ 充電マナー等情報発信事業

EVの急速な普及に伴い発生する問題の解決を図るため、充電マナー（30分ルールなど）等について、デジタルマーケティングの手法を活用した啓発を行う。

(7) 気候変動適応に係る普及啓発等

気候変動の影響に関する情報収集及び気候変動適応の普及啓発を行う。なお、令和5年度は、環境学習や環境教育の中で、地域に合った緩和策、適応策を考える機会を提供するため、同分野の県民向け啓発資材を作成する。

(8) 太陽光発電施設の安全な導入の促進

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例により、設置者に対し、地域住民との適切なコミュニケーションを図ることなどを求めるほか、設置禁止区域等を設けることなどにより、太陽光発電施設の安全な導入の促進を図る。

## 2 環境マネジメントの推進

県の事務事業における環境配慮の推進や県自らの温室効果ガス排出量の削減等を図るため、本県独自の岡山県環境マネジメントシステムを運用し、オフィスワークや環境リスクの高い事務等のマネジメントを行う。

本システムにより、外部評価委員会による評価など継続的な改善を行い、県組織の事務事業に関する温室効果ガス排出量削減に向けた計画「岡山県エコ・オフィス・プラン」の推進を図る。

## 3 環境学習の推進

環境保全に向けた県民の取組を促進するため、NPO等関係団体や学校、事業者等と連携し、体験学習の機会の提供や「こどもエコクラブ」の支援など、自主参加型の環境学習を推進する。

(1) 環境学習協働推進広場の運営

環境NPO等が各団体間のネットワーク化や情報交換を図り、協働して効果的な環境学習を推進する場として設置した「環境学習協働推進広場」の運営を行うとともに、広場を活用して環境学習指導者の養成等を行う。

(2) 環境学習エコツアー事業の実施

小・中学校及び児童・生徒で構成される各種団体（子ども会、こどもエコクラブ等）を対象に、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設、環境学習拠点施設等の環境関係施設を見学体験する日帰りツアーやオンラインエコツアーを実施する。

(3) 環境学習出前講座の実施

学校及び子ども会などの地域団体等を対象に、移動環境学習車をはじめとした各種体験器材等を活用しながら、体験型の環境学習出前講座を実施する。

(4) こどもエコクラブへの参加促進

次代を担う子どもたちが地域の中で自主的に取り組む環境活動である「こどもエコクラブ」への参加を呼びかける。



< 環境学習エコツアー >



< 環境学習出前講座 >

# 《環境管理課》

地域の環境保全対策の推進のため、水・大気・土壌などの環境汚染状況の的確な把握や緊急時の対応、工場・事業場に対する監視指導の実施、光化学オキシダント・PM2.5対策、アスベスト対策、有害化学物質対策の推進、環境情報の一元的な管理・提供、環境コミュニケーションの推進等を行う。また、児島湖の水質改善を図るため、農業用水の再利用事業やアダプト推進事業等を推進するとともに、生物の力による水質浄化など「見た目」や「イメージ」の改善につながる施策に取り組み、県民が親しみ憩える児島湖を目指す。

## 1 水質保全対策

公共用水域等の常時監視や発生源対策等を実施するとともに、「瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画」等に基づき各種施策を推進する。

### (1) 環境水質の監視

#### ア 公共用水域の水質測定

水質汚濁防止法に基づき、国土交通省、岡山市及び倉敷市と連携し、河川、湖沼及び海域の160地点(うち県所管86地点)で水質調査を実施する。

区分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合計
河川	51	16	16	4	87
湖沼	—	—	4	—	4
海域	35	—	13	21	69
合計	86	16	33	25	160

#### イ 地下水の水質測定

水質汚濁防止法に基づき、岡山市及び倉敷市と連携し、地下水の概況調査を実施する。

地下水の汚染等が発見された場合は、原因究明のための周辺地区調査を実施し、必要に応じて対策を講じる。(調査地点：35地点(うち県所管21地点))

区分	岡山県	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	1	1	4
合計	21	7	7	35

#### ウ 測定計画の策定

公共用水域及び地下水の水質測定に当たっては、関係機関と協議の上、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を策定し、これに従って実施する。

#### エ 水質汚濁事象調査

突発的な魚のへい死、油の流出等の水質事故等に対しては、必要に応じ水質調査を行い、関係機関と連携して的確かつ迅速に対処する。

### (2) 工場・事業場の監視指導

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、岡山県環境への負荷の低減に関する条例(以下「環境負荷低減条例」という。)等に基づき、工場・事業場について、届出等の審査、立入検査・指導等を実施する。

また、令和4年10月に策定した第9次岡山県水質総量削減計画に基づき、総量規制基準が適用される事業場に対し、汚濁負荷量測定結果の報告を求めるなど、基準の遵守状況の確認を徹底する。

### (3) 生活排水対策

生活排水対策を推進することが特に必要である地域を、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域(岡山市等6市)として指定している。また、普及啓発資材の作成・配布等により、広く県民に生活排水対策の意識啓発を行う。

### (4) 瀬戸内海環境保全対策

瀬戸内海の環境保全については、令和5年3月に変更した瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画に基づき、きれいで豊かな海の確保に向けて、関係機関等と連携し、生活排水対策や産業排水対策、栄養塩類の管理、藻場・干潟・自然海浜の保全等の各種施策・事業の着実な推進を図る。広域的課題に対しては、瀬戸内海環境保全知事・市長会議において関係府県等と連携して取り組む。

自然海浜については、岡山県自然海浜保全地区条例に基づき、指定区域内における建築行為等の規制を行うとともに、清掃活動等の支援や自然海岸等を活用した環境学習等を実施する。

## 2 児島湖流域環境保全対策

児島湖流域の環境保全を図るため、令和3年度に策定した第8期湖沼水質保全計画に基づき、関係機関等と連携して、生活排水対策や産業排水対策、普及啓発事業等の各種施策を総合的に実施する。

### (1) 児島湖流域環境保全推進期間行事

9月から11月までを児島湖流域環境保全推進期間と定め、児島湖流域環境保全対策推進協議会が中心となって、県、国、流域市町、民間団体、地域住民等が一体となり、県民運動として各種事業を実施し、環境保全意識の高揚及び実践活動の推進を図る。

#### ア 児島湖流域清掃大作戦

児島湖流域の市町と連携して一斉清掃活動を行う。



<児島湖流域清掃大作戦の状況>

#### イ 児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール

児島湖の環境保全に関する小中学生の関心を高めるため、ポスターコンクールを実施する。

#### ウ ポスター・パネル展

ポスターコンクール入賞・入選作品や児島湖の環境保全啓発パネル、児島湖に生息する魚類等(児島湖移動水族館)を展示する。

#### エ 児島湖ふれあい環境フェア

環境保全啓発キャンペーンや児島湖移動水族館を開催する。

(2) ヨシ原の管理

児島湖の水質保全や、魚類や水鳥の繁殖の場として重要な役割を担うヨシ群落保全のため、ヨシ刈りを行うとともに、刈り取ったヨシの再利用を図る。また、ヨシの刈取り体験や小学生を対象にヨシを使用した工作体験を実施する。

(3) 農業用水の再利用

児島湖の水質浄化を図るため、旭川及び高梁川から各農業用水路を通じ清水を導入する。また、学識経験者や関係団体が構成する清水導入協議会を開催して導入量の設定を行う。

(4) アダプト推進事業

清掃活動を行う地域住民や企業等をアダプト活動団体として認定し、活動費用を助成する。

(5) 共同研究

官学連携による検討会を開催し、難分解性有機物の実態調査等の研究を行う。

(6) 児島湖の水質改善促進

県民の関心を失う原因となっている「見た目」や実際の水質以上に汚いと「イメージ」の改善につながるよう、テナガエビなどの児島湖の水質浄化に資する生物の増殖や、環境配慮型農業の普及促進、児島湖に係る環境学習、環境水利権の取得等の取組を実施し、透明度が高く県民が憩える児島湖を目指す。

3 化学物質対策

ダイオキシン類や有害大気汚染物質などの化学物質について、環境中における存在状況の把握及び発生源対策の徹底により排出量の削減を図るとともに、適切な情報の提供を行う。

(1) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、岡山市、倉敷市及び国土交通省と連携し、環境中（大気、公共用水域（水質・底質）、地下水、土壌）の汚染濃度を把握するとともに、同法の規制対象となる工場・事業場に対する監視・指導等を実施する。

ダイオキシン類環境調査

環境媒体	調査地点(令和5年度)				
	岡山県	岡山市	倉敷市	国交省	計
大気	8	3	1	—	12
公共用水域（水質）	25	12	14	6	57
公共用水域（底質）	14	12	14	6	46
地下水	12	6	3	—	21
土壌	12	10	8	—	30

(2) 有害大気汚染物質等対策

大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質等による大気汚染状況を把握するため、ベンゼンなどの優先取組物質等について、岡山市及び倉敷市と連携し、環境調査等を実施する。

(3) 有害化学物質対策

ア 特定化学物質対策(P R T R)

事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進するため、化学物質排出把握管理促進法に基づき、化学物質の環境中への排出量等の届出を受理し、国に報告するとともに、届出された排出量等に関する集計データをホームページ等で公表する。



また、化学物質の排出抑制対策や環境コミュニケーションに関する事業者向けセミナーを開催する。

#### イ 化学物質環境モニタリング調査

内分泌かく乱作用の疑われる化学物質や残留性有機汚染物質等について、河川等の環境中の存在状況を把握するための調査を実施し、その存在状況に関するデータを蓄積するとともに知見の集積に努める。

#### (4) 土壌・地下水汚染対策

土壌汚染対策法に基づき、土地の所有者等が実施する土壌汚染状況調査の結果により、人の健康被害のおそれの有無に応じて区域(要措置区域又は形質変更時要届出区域)の指定を行うとともに、適切な措置の実施の指導等を行う。

また、環境負荷低減条例に基づき、事業者から土壌又は地下水の汚染発見の届出があった場合は、浄化対策の実施の指導等を行う。

土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況(令和5年3月末現在)

指定区域数	区 分			
	岡山県	岡山市	倉敷市	計
要措置区域	1	0	1	2
形質変更時要届出区域	16	16	31	63

## 4 大気保全対策

環境大気の常時監視を行うとともに、発生源対策を実施する。特に、光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期には対策本部を設置し、被害を未然に防止するための措置を講じる。

### (1) 環境大気の常時監視

大気の汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)について、岡山市、倉敷市及び玉野市と連携して県内62測定局で測定し、大気汚染常時監視システムで測定データの収集・処理等を行うとともに、大気汚染情報をホームページ等により、リアルタイムで県民に提供する。

### (2) 工場・事業場の監視指導

大気汚染防止法及び環境負荷低減条例に基づき、ばい煙発生施設等を設置する工場・事業場について、届出の審査、立入検査・指導等を実施する。

また、県内の主要15工場の硫黄酸化物排出量等について、大気汚染常時監視システムで監視を行う。

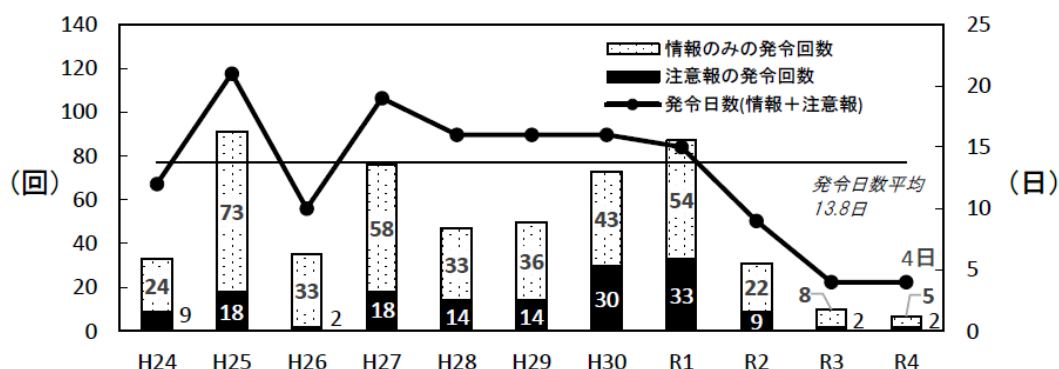
### (3) 大気汚染緊急時対策

大気汚染物質が高濃度となった場合は、大気汚染防止法等に基づき大気汚染情報・注意報等の発令、緊急時協力工場への大気汚染物質の排出削減要請等を行う。

特に、光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期には、大気汚染防止夏期対策本部を設置し、監視・連絡体制の強化や普及啓発活動を展開するとともに、オキシダント注意報等の適切かつ迅速な情報提供に万全を期するなど、被害を未然に防止するための総合的な大気汚染防止対策を実施する。

なお、健康被害の未然防止を図るため、オキシダント注意報等の発令状況を一齐に迅速かつ確実に提供できるメール配信サービスの一層の周知を図る。

<発令日数・発令回数の推移>



(4) 微小粒子状物質(PM2.5)対策

工場・事業場や自動車などの発生源対策を推進する。また、PM2.5の濃度が国の示した暫定指針値(日平均値で $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ )を超過するおそれがある場合には、関係機関や報道機関への連絡、県ホームページへの掲載、メールの配信等を通じて県民に注意喚起を行う。

<注意喚起の区域>

県南部、県北部

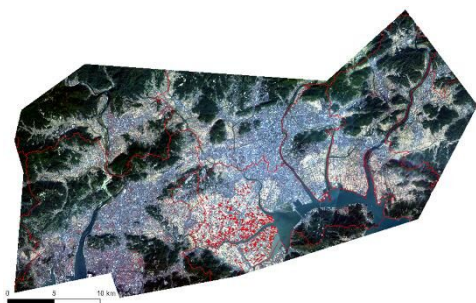
<判断方法>原則として、次の基準に該当する区域があるとき、当該区域に注意喚起を行う。

午前中の早めの時間帯での判断	午前5時から午前7時までのPM2.5の1時間値の平均値が同一区域内の一般環境大気測定局の2局以上で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき
午後からの活動に備えた判断	午前5時から正午までのPM2.5の1時間値の平均値が同一区域内の一般環境大気測定局の1局以上で $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき

(5) 晴れの国ブルースカイ事業

PM2.5の環境基準を継続的に達成できていないことから、その原因の一つである秋期における稲わらの野焼きの減少に向け、稲わらをすき込んで有効利用することなどを促進するための支援や農業関係者と連携した啓発等の取組を進める。

- ア 稲わら等有効活用把握事業(衛星写真による稲わらの野焼き状況の調査)
- イ 県・市・JA等関係団体連携推進会議(課題解決に向けた協議、情報交換)
- ウ 稲わら有効利用促進事業(すき込み時に必要な稲わら分解促進剤の購入支援)
- エ 大気環境改善普及啓発事業(チラシ、広報媒体、研修会による啓発等)



<衛星写真を活用した野焼き状況の解析>



<関係団体連携推進会議の様子>

(6) 自動車排出ガス対策

環境負荷低減条例に基づき、ディーゼル自動車に係る粒子状物質の削減指導を行う。

**5 アスベスト対策**

アスベストが使用されている建築物の解体は、令和10年頃にピークを迎えると言われており、解体に当たり、アスベストが環境中へ飛散しないよう、大気汚染防止法等に基づく適切な作業の実施を推進する。

(1) 監視・指導、啓発

解体等工事現場等に立入検査を行い、法に定める作業基準の遵守状況の確認、解体等工事現場周辺の濃度の測定、法令の周知徹底などを行うほか、一般大気環境中の濃度を調査・公表し、県民の安全・安心を確保する。

(2) 岡山県アスベスト対策協議会の運営

行政機関と関係団体で構成する岡山県アスベスト対策協議会(平成18年1月設置)を活用し、法改正等の情報の共有や連携体制の充実・強化等の対策を総合的に推進する。

**6 騒音・振動・悪臭対策**

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域について、関係機関と協議し、地域の拡大を図るとともに、工場・事業場、建設作業など主要な発生源を規制するため、町村等と協議し、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の指定を進める。

また、主要幹線道路や山陽新幹線沿線、岡山空港周辺における環境基準の達成状況を把握するため、関係市町村と連携して騒音・振動の調査を行う。

**7 公害防止協定・環境保全協定**

協定の締結は、原則として市町村と企業が当事者となることとしているが、大規模発生源を持つ企業等で、必要と認めるものは県も当事者に加わっており、県と協定を締結している企業に対しては、協定に基づき施設の新増設に当たり事前協議を行い、必要な環境保全上の配慮を求める。

# 《循環型社会推進課》

## 1 循環型社会形成の推進

持続可能な社会を構築するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会生活を見直し、廃棄物を出さない、出してしまった廃棄物は循環資源として最大限活用するという循環型社会を形成することが重要である。

このため、循環型社会のライフスタイルであるリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rを端的に表す「もったいない」をキーワードとした総合的な啓発活動のほか、食品ロスや廃プラスチックの削減に向けた取組を進めるとともに、岡山県循環型社会形成推進条例等に基づく各種事業を実施する。

### (1) 循環型社会に向けた意識の改革の推進

#### ア おかやま・もったいない運動の推進

3Rについての県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、「おかやま・もったいない運動」推進フォーラムの開催、小学生ファミリーエコチャレンジコンテストの実施など、各種の啓発活動を展開する。また、食品ロス削減に向け、食品ロス削減月間キャンペーンをはじめとする啓発事業を実施するとともに、食品関連事業者とフードバンクとをつなぐマッチングサービス「おかやまフードトリップ」を運用する。



©岡山県 ももっち・うらっち

#### イ ごみゼロ社会プロジェクト推進会議

市町村、企業、民間環境団体や専門家の参画を得て、3Rに関する実践的な取組を推進する。

### (2) 廃棄物等の発生抑制と循環的利用の推進

#### ア 再生品の使用促進

リサイクル製品の需要を喚起するため、県民・事業者に対し、再生品の使用促進に関する指針の周知・徹底を図るとともに、岡山県エコ製品の認定及びPR事業を実施する。



岡山県エコ製品

また、県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「グリーン調達ガイドライン」に基づき、再生品を中心としたグリーン調達を全庁的に推進する。

#### イ 環境にやさしい企業づくり

環境にやさしい企業づくりを促進するため、岡山エコ事業所の認定及び認定事業所のPR事業を実施する。

また、県内の企業の大部分を占める中小企業における3Rの取組を促進するためのアドバイザーを派遣する。

#### ウ 循環資源情報提供システムの運営支援

循環資源総合情報支援センターにおいて、県民・事業者に対し、廃棄物に関する各種情報を発信するとともに、事業活動に伴って発生する廃棄物を循環資源として他の事業者が有効に活用する機会を提供するシステムを運用する。

#### エ プラスチック3Rの推進

廃プラスチックの削減に向けて、ワンウェイ(使い捨て)プラスチック削減キャンペーンの実施、積極的にプラスチックの3Rに取り組む事業所の登録・PRなど、プラスチックごみの発生抑制と円滑なリサイクルについての啓発事業を実施する。

### (3) 各種リサイクル法の運用

#### ア 容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再商品化を実施し、それぞれの役割分担に基づきリサイクルを推進するものであり、市町村の分別収集計画を取りまとめた第10期岡山県分別収集促進計画(令和5～令和9年度)により市町村に助言等を行う。

#### イ 家電リサイクル法

小売業者、製造業者等に義務付けられている、廃棄された使用済家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の引き取り、再商品化(リサイクル)が円滑に行われるよう、法を所管する国や市町村と連携を図る。

#### ウ 食品リサイクル法

食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制、再生利用を促進するため、法を所管する国と連携を図る。

#### エ 建設リサイクル法

建築物の解体工事等から発生する建設資材廃棄物について、適切な再資源化等が図られるよう監視指導を実施し、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を確保する。

#### オ 自動車リサイクル法

使用済自動車を取り扱う事業者に対し、適切な引取・引渡及び再資源化がなされるよう監視指導を実施し、資源の有効な利用及び適正な処理を確保する。

#### カ 小型家電リサイクル法

市町村が回収した使用済小型電子機器(携帯電話、パソコン、電子レンジ等)を、再資源化を行う事業者が引き取り、金や銅その他有用金属などの資源の有効な利用の確保が図られるよう、法を所管する国と連携を図りながら市町村に助言等を行う。

#### キ プラスチック資源循環法

プラスチック資源循環等の取組が促進されるよう、県民・事業者に対し情報提供や3Rの取組への支援を行う。また、市町村に対しプラスチック資源循環法で求められた分別収集・再商品化が円滑に行われるよう助言を行うとともに、プラスチックごみ等の組成分析調査に係る支援制度を構築する。

## 2 一般廃棄物対策

### (1) 一般廃棄物処理事業の支援

市町村が効率的な廃棄物処理事業の実施に努めるとともに、その区域内における一般廃棄物の減量化を推進し、適正な処理を行うことができるよう、国の循環型社会形成推進交付金を活用した施設整備等について、市町村に対する助言等の技術的援助を行う。

### (2) 浄化槽対策の推進

汚水処理施設の整備を図るための長期的なプランである「クリーンライフ100構想」に基づき、国や市町村と連携して合併処理浄化槽の設置費に対する助成を行い、設置促進を図るとともに浄化槽管理者に対して維持管理の適正指導等を行う。

また、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に係る撤去費用や宅内配管工事費用等についても助成の対象とし、その促進を図る。

### (3) 災害廃棄物処理対策

平成30年7月豪雨災害の対応を踏まえて見直した「岡山県災害廃棄物処理計画(改訂版)」

に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物が処理されるよう、市町村や協定締結団体等と仮置場計画検討事業等を通じ、連携体制を強化するとともに、市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援等を行う。

#### (4) 海岸漂着物等対策の推進

海ごみの現状や発生原因を周知し、県内全域における当事者意識の醸成と海ごみの発生抑制等を推進するために、プラスチックごみをはじめとする海ごみ対策についてのフォーラムや用水路等のごみ回収ロボットのアイデアコンテストを開催するほか、市町村の海ごみ回収・処理、発生抑制対策事業に対して補助を行う。

また、海につながる河川等での清掃ボランティア活動の活性化を目的としたごみの運搬・処分に係る支援体制を新たに構築するとともに、地域における効率的な回収活動等のモデルづくりに取り組む。

引き続き、瀬戸内オーシャンズXの活動を通じて多様な主体と連携し、調査研究成果に基づいた海ごみ対策を実施する。

#### (5) 不用品回収業者対策

収集された使用済家電を保管又は処分する業者に対し、廃棄物処理法に基づく届出や適切な保管・処分がなされるよう、市町村と連携して監視・指導を実施する。

### 3 産業廃棄物対策

#### (1) 排出事業者責任の徹底・強化

##### ア 廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

産業廃棄物は、排出事業者が自らの処理責任において適正処理することが原則であることをあらゆる機会を通じて周知するとともに、処理基準及び委託基準の遵守並びに産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適正な運用に関する指導を行う。

##### イ 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導等

多量排出事業者に作成・提出が義務付けられている産業廃棄物処理計画及び当該計画の実施状況報告などを活用し、廃棄物の発生抑制と減量化・資源化に向けた指導を行う。

#### (2) 適正処理の推進

##### ア 処理業者の育成・指導

産業廃棄物処理業の許可に当たっては、廃棄物処理法に基づき厳正な審査を行う。また、処理業者に対しては、立入検査等を実施し適切な指導を行うとともに、一般社団法人岡山県産業資源循環協会が行う適正処理に係る研修会等の開催に対する支援及び処理業者が行う計量設備等の導入への経費助成などにより、処理業者の育成を図る。

##### イ 産業廃棄物処理情報の管理

排出事業者から提出される産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び処分業者に提出を求めている処分実績報告書を整理し、事業者への指導に役立てるとともに、廃棄物処理計画の進捗管理を図るため、産業廃棄物の排出量や処理状況等について経年的に分析する「産業廃棄物実態調査」を行う。

#### (3) 不法投棄等不適正処理の防止

##### ア 不法投棄等防止啓発事業

不法投棄防止啓発のための新聞広告、ラジオスポット等により、不法投棄・野外焼却などの不適正処理の発見時等における早期通報等呼びかける。

##### イ 産業廃棄物の広域移動対策

産業廃棄物の県内への搬入に際し、排出事業者に義務付けている事前協議制度の厳正な運用を図るとともに、警察の協力を得て主要幹線道路等で産業廃棄物運搬車両の検問を実施し、運搬中の廃棄物やマニフェストの確認等を行い、県外から搬入される産業廃棄物の不適正処理を防止する。

#### ウ 不法投棄等監視指導体制強化事業

産業廃棄物の監視指導を専門に行う産業廃棄物監視指導員を各県民局及び地域事務所に配置するとともに、環境に係る緊急事案の初動対応等を行う環境監視指導員を各地域事務所に配置し、機動的な監視体制、不適正事案に対する対応体制を確保する。

また、休日・夜間等の監視パトロールの民間委託、不法投棄監視カメラの設置、不法投棄110番の設置、島しょ部や山間地における不法投棄の上空監視、不法投棄監視事業を行う市町村への経費助成などの不法投棄防止事業を促進するとともに、不法投棄等の早期発見、早期対応に向け、国や市町村、警察等と連携し、初動体制の強化や情報交換の活性化を図る。

#### エ 産業廃棄物対応力強化事業

悪質巧妙化する産業廃棄物の不適正処理に対処するため、中小企業診断士等の協力を得て処理業者等の経理的な審査にも力を入れるなど、徹底的な責任追及が図られるよう対応力を強化する。

#### (4) PCB廃棄物処理の推進

PCB廃棄物は特別措置法により処分期限が定められているため、「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、保管状況の届出、適正な保管、期限内の確実な処分等を指導する。

# 《自然環境課》

## 1 豊かな自然環境の保護

### (1) 自然公園等の保護

#### ア 自然公園等の保護と管理

自然公園等の優れた自然の風景地等を保護するため、特に重要な地域について、自然公園法、岡山県立自然公園条例及び岡山県自然保護条例に基づき、特別保護地区、特別地域等を指定し、一定の行為を許可制にするとともに、普通地域での特定の行為に対しては、事前の届出義務を課し、その保全を図る。

<自然公園等の指定状況>

区 分	地域数等	面積
自 然 公 園	10地域	80,664ha
自然環境保全地域	3地域	101ha
環境緑地保護地域	2地域	27ha
郷土自然保護地域	37地域	844ha
郷土記念物	38箇所	—

#### イ 自然公園等の施設の整備

自然公園や中国自然歩道の利用促進を図るため、園地、歩道などに整備した案内標識やトイレ、休憩舎等施設の適正な維持管理を行う。

- ・自然公園リファイン・観光客アトラクト事業の推進

自然公園の利便性や魅力向上のため、老朽化施設の再整備や撤去を行うとともに、人材育成研修を実施し、観光客の利用促進と地域経済の活性化を図る。

### (2) 地域の特色ある自然環境の保護

県内の中国山地、平野部、河川や湖沼など、地域の特色ある自然を保護し、さらに、貴重な地下資源である温泉の保護と利用の適正化を図る。

温泉法に基づき、温泉の掘削、動力装置、採取及び利用等について、許可及び指導監督を行い、温泉の保護と安全で適正な利用を促進する。

[温泉の概要]

- ・温泉ゆう出源泉数 223 箇所  
うち利用源泉数 107 箇所(令和4年3月末現在)

### (3) 自然保護協定

工場やメガソーラー事業等大規模な開発行為(10ha以上)について、適切な指導により無秩序な開発を防止し「開発と自然環境の調和」を図るため、岡山県自然保護条例に基づき、県、市町村、事業者間で希少野生動植物の保護や緑地の確保に関する内容を定めた自然保護協定を締結している。

- ・自然保護協定締結実績 108件(令和5年3月末現在)

## 2 野生生物の保護及び管理

### (1) 希少野生動植物の保護

「岡山県版レッドデータブック 2020」を活用し、希少野生動植物に関する情報の提供を行う。

また、岡山県希少野生動植物保護条例に基づき、県内の希少な野生動植物について、捕獲・採取の禁止や、生息・生育地の保護など独自の保護施策を講じ、県民と協働してその保護を図る。



<岡山県希少野生動植物保護条例に基づく指定状況(令和5年3月末現在)>

区分	動植物種名	地域	岡山県版レッドデータブックカテゴリー	指定年度
植物	マルバノキ	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	平成16年度
植物	ミズアオイ	県南部	絶滅危惧Ⅰ類	平成16年度
植物	エヒメアヤメ	県南西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成17年度
植物	ミチノクフクジュソウ	県中西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成21年度
植物	サクラソウ	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	平成21年度
動物	カワバタモロコ	県南部	絶滅危惧Ⅰ類	平成23年度
動物	ナガレタゴガエル	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	平成24年度



<ミズアオイ>



<サクラソウ>

## (2) 野生鳥獣の保護及び管理

人と野生鳥獣の共生の確保及び生物多様性の保全を基本として鳥獣保護管理事業を実施するため「第13次岡山県鳥獣保護管理事業計画」(計画期間：令和4～令和8年度)に基づき鳥獣の保護及び管理を推進する。

### ア ツキノワグマの保護管理対策

ツキノワグマ管理計画(計画期間：令和4～令和8年度)に基づき、県民の安全・安心の確保を第一に、人身被害ゼロを目指し、併せて地域個体群の維持を図るため、人とツキノワグマとのすみ分けを図るゾーニング管理により、被害防止対策を実施する。

また、近隣県と設立した協議会において、共通した方針に基づいた捕獲個体のモニタリングや生息数の推定を行うなど、広域的な保護管理に取り組む。

### イ 鳥獣保護区の指定等

鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣保護区等の指定を行う。また、キジの増殖を図るため、鳥獣保護区等においてキジの放鳥を実施する。

### ウ 鳥獣保護意識の醸成

野生鳥獣の保護は、県民の理解と協力が必要であり、愛鳥週間行事を中心に保護意識を醸成する。

また、池田動物園と自然保護センターを鳥獣保護センターに指定し、傷病野生鳥獣の保護看護を行う。

### エ 鳥獣生息状況調査

野生鳥獣の保護対策の基礎資料とするため、鳥獣生息分布調査やガン・カモ科鳥類生息調査を実施する。

## (3) 外来種の対策

生態系などに影響を及ぼす外来種について、国や市町村などと連携し県民への普及啓発に努めるとともに、県民生活の安全・安心等に大きな影響が懸念される特定外来生物であるヒアリ等については、定着防止のための対策を実施する。

### 3 自然保護意識の醸成

#### (1) 緑化意識の醸成

県民の緑化に対する意識を高めるために、春（4月～5月）と秋（10月）のみどりの月間中にみどりの大会等を開催する。

#### (2) 指導者・ボランティアの育成

自然保護推進員等のボランティア活動の充実を通じて自然保護意識の醸成に努める。

- ・自然保護推進員 63名(令和5年3月末現在)
- ・みどりの少年隊 23隊(令和5年3月末現在)

#### (3) 自然保護センター

優れた自然環境を有する自然保護センターにおいて、自然観察会、自然に親しむ体験教室等を開催し、自然環境学習の拠点として活用するとともに、タンチョウの適正な飼育に努める。

# 《全国植樹祭推進室》

## 1 全国植樹祭の開催準備

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために行う国土緑化運動の中心的行事で、毎年春に天皇皇后両陛下御臨席のもと開催されている。

令和2年度に設立した第74回全国植樹祭岡山県実行委員会を中心に、記念事業を通じて県民の緑化意識の醸成を図るとともに、基本計画を踏まえた式典構成や植樹行事、県産木材の利活用などの検討を進め、本県の魅力を全国に発信できる大会となるよう、開催に向けた準備を進める。

### <第74回全国植樹祭の概要>

主 催 公益社団法人国土緑化推進機構、岡山県

開催時期 令和6年春

開催規模 約2千人程度

式典会場 ジップアリーナ岡山

式典内容 天皇皇后両陛下によるお手植え・お手播き、天皇陛下のおことば、緑化功労者等の表彰、大会宣言 等

### <記念事業の概要>

「第74回全国植樹祭」の周知、開催機運の醸成を図るため、県民参加の1年前イベントを始めとする周期イベントや全市町村が参画する記念植樹などの記念事業を実施する。

- ・周期イベント(1年前、200日前、100日前、アフターイベント)
- ・地域植樹
- ・全市町村参画による記念植樹
- ・「木製地球儀」巡回展示 等

### 全国植樹祭開催までのスケジュール

H30 (6年前)	R 1 (5年前)	R 2 (4年前)	R 3 (3年前)	R 4 (2年前)	R 5 (1年前)	R 6 開催年	
	準備委員会		実行委員会				全国植樹祭
大会招致表明	基本構想 ◆開催理念 ◆開催規模 ◆開催会場候補地等	基本計画 ◆式典等行事計画 ◆大会運営計画 ◆宿泊輸送計画 ◆広報・啓発計画 等			実施計画 ◆各詳細計画 実施本部		
開催計画	開催県内定	開催県決定		基本計画承認	開催日決定 実施計画承認		

# 《文化振興課》

本県の文化振興の基本理念を定めた岡山県文化振興基本条例と、これを実現する施策を効果的に展開するための基本計画として、平成30年3月に策定し、令和5年3月に改定した「おかやま文化振興ビジョン（2018-2027）2023改定版」（計画期間：平成30年度～令和9年度）に基づき、県民、文化団体等との協働により各種施策の推進に努める。

## 1 文化を伝承・創造し心豊かに生活できる岡山

県民一人ひとりが子どもの頃から様々な文化に親しみ、各地域で文化の伝承・創造活動に参加できる環境づくりや、文化に興味を持ち、文化を尊重する風土づくりに努める。

### (1) 将来の地域文化の担い手育成

#### ア 文化人材バンク～おかやま子どもみらい塾～

子どもたちが「本物の文化芸術」を体験することで、文化に親しみ、関心を持つ契機とするため、文化芸術の専門家を学校に派遣する出前講座を行うことにより、文化活動の裾野拡大と将来の地域文化の担い手育成を図る。

#### イ 岡山芸術文化賞

当該年度における優れた芸術文化活動の業績が認められる者及び長年にわたり地域における文化の普及、向上、保存や承継等に継続して取り組むなど県民文化の振興に顕著な功績のあった者を顕彰することにより、一層の研鑽を促し、文化の振興を図る。

グランプリ 3件程度、準グランプリ 6件程度、ジュニア奨励賞 7件以内  
地域貢献賞 2件以内

### (2) 県民参加による新たな文化の創造

#### ア (公財)岡山県郷土文化財団の活動支援

潤いとやすらぎのある郷土づくりを目指して活動している(公財)岡山県郷土文化財団の活動支援を行い、本県の優れた自然や文化的遺産の保護・保存及び管理並びに地域文化の創造に努める。

#### イ (公社)岡山県文化連盟の活動支援

芸術・文化の普及振興に寄与することを目的に設立された(公社)岡山県文化連盟の運営基盤の強化に取り組むとともに、連携して県民・文化団体の文化活動の活性化を図る。

#### ウ 岡山県文学選奨

県民の文芸創作活動を奨励し、豊かな県民文化の振興を図る。

募集部門 小説A、小説B、随筆、現代詩、短歌、俳句、川柳、童話・児童文学

#### エ 岡山県新進美術家育成「I氏賞」

本県にゆかりのある新進気鋭の若手美術作家に賞を贈呈するとともに、発表の場を提供するなど、創作活動を支援し、次代を担う美術家を育成する。

大賞 1名以内、奨励賞 2名以内

### (3) 県民の文化創造活動の振興

ア 岡山県文化賞

本県の芸術又は学術の発展に著しく貢献した者に文化賞を授与する。

文化賞 原則2件以内

イ おかやま県民文化祭の開催

文化の力を活用した地域づくりを推進するとともに、将来の芸術文化の担い手育成が促進されるよう、(公社)岡山県文化連盟をはじめとする県内文化団体等と連携・協力して、県民総参加の文化の祭典を開催する。

事業内容：「これがOKAYAMA!プログラム」、「文化がまちにある!プログラム」、「君たちの未来へ!プログラム」、共催事業、参加事業等

<第20回おかやま県民文化祭(令和4年度)>



<これがOKAYAMA!プログラム>



<文化がまちにある!プログラム>

ウ 岡山県美術展覧会の開催

第74回岡山県美術展覧会を山陽新聞社と共催する。

日本画、洋画、工芸、書道、写真、彫刻の6部門の作品を県内から公募する。

エ 天神山文化プラザ事業の充実

天神山文化プラザにおいて、県民の芸術文化活動・文化情報拠点施設としての機能充実を図る。(公社)岡山県文化連盟を指定管理者に指定)

貸館施設

施設名	開館時間	備考
展示室(5室)	9:00~18:00	R4年度利用率 95.1%
練習室(5室)	9:00~22:00	同上 98.8%
ホール	9:00~22:00	同上 60.5%
会議室(2室)	9:00~17:00	同上 54.2%
文化情報センター	9:00~18:00	—

オ おかやま旧日銀ホール事業の推進

音楽などの芸術を気軽に楽しむことができる文化芸術の創造拠点としてより幅広い県民に親しまれる施設となるよう、引き続き、利用の促進に努める。(NPO法人バンクオブアーツ岡山を指定管理者に指定)

令和4年度利用状況

施設名		利用者数	稼働日数	稼働率
本館	多目的ホール	21,320人	177日	57.7%
金庫棟	スタジオ	1,690人	69日	22.3%
	ギャラリー	990人	23日	7.4%
	芸術・文化ワークルーム	5,150人	165日	53.4%
	会議室	875人	45日	14.6%
計		30,025人	—	—

カ 県立美術館事業の充実

郷土ゆかりの芸術家の優れた作品を収集・展示するとともに、県内外の優れた芸術活動を紹介する展覧会をはじめ、美術館講座や教育普及など、県立美術館の機能を最大限に活用した事業を展開し、県民の幅広い文化活動の発展に寄与する。

また、県立美術館が県民や観光客にとって、気軽に訪れてみたい場所となり、入館者の増加にもつながるよう、積極的な広報活動やきめ細かなサービスの提供を行うとともに、若い世代やこれまで足を運んだことのない人々にも来館を促す取組にも努める。(主として施設の維持管理部分について指定管理者制度を導入：大林ファシリティーズ株式会社大阪支店を指定管理者に指定)

(ア) 展覧会事業

・ 岡山の美術展（常設展示）

県立美術館で所蔵している岡山ゆかりの美術作品を「岡山の美術展」として公開するとともに、特定のテーマ、ジャンルに焦点をあてた特別展示を実施する。

・ 特別展（企画展示）

自主企画やマスコミとの共催などにより、国内外の優れた作品を、特定のテーマに沿って紹介する特別展を開催する。

展覧会名	期間(予定)
和田誠展	R5年3月24日(金)～5月7日(日)
CORRELATION—交流と継承 開館35周年収蔵品展	R5年5月19日(金)～7月2日(日)
美をたどる 皇室と岡山 ～三の丸尚蔵館収蔵品より	R5年7月15日(土)～8月27日(日)
第74回岡山県美術展覧会	R5年9月6日(水)～10日(日)／ 9月13日(水)～17日(日)
ウィリアム・モリス 英国の風景とともにめぐるデザインの軌跡	R5年9月29日(金)～11月5日(日)
第70回日本伝統工芸展岡山展	R5年11月16日(木)～12月3日(日)
鬼滅の刃 吾峠呼世晴原画展	R5年12月15日(金)～R6年2月18日(日)
走泥社再考 前衛陶芸が生まれた時代	R6年2月27日(火)～4月7日(日)

(イ) 教育普及事業

- ・ 「こんにちは美術館」事業の実施  
講演会・研修会・ワークショップの実施
- ・ 「学校と美術館の連携事業」の推進  
学校出前授業、出前研修の実施

(ウ) 県立美術館魅力アップ事業

- ・ 魅力発信スタッフによる情報発信  
魅力発信スタッフがSNS等を通じて岡山の美術展・特別展などの情報を発信

<令和4年度入館者数>

区 分	開催回数 (回)	開催日数 (日)	入館者数(人)		
			有料入館者数	無料入館者数	計
岡山の美術展	通年	268	5,917	3,072	8,989
特別展	8	208	85,707	34,596	120,303
計	—	開館日数 285	91,624	37,668	129,292
特別展観覧券で岡山の美術展を観覧した人					23,582
合 計					152,874

## 2 文化が地域の元気を生み出す岡山

文化の持つ力で地域の魅力や価値をさらに掘り起こし、地域の特色や魅力を生かした取組を展開し、豊かな地域づくりにも文化の力を生かしていく。

(1) 伝統文化の保存・継承・発展

ア 犬養木堂記念館の管理運営

郷土出身でわが国の政党政治史上において大きな役割を果たした犬養毅（号 木堂）の功績をたたえるとともに、地域文化の振興に役立てるため整備した犬養木堂記念館の管理運営を行う。（(公財)岡山県郷土文化財団を指定管理者に指定）

イ 岡崎嘉平太記念館の管理運営

わが国の産業、経済の発展や日中国交回復に大きな役割を果たした名誉県民岡崎嘉平太の功績をたたえるとともに、地域文化の振興に資するため、吉備高原都市業務商業ビル内に設けた岡崎嘉平太記念館の管理運営を行う。（(公財)岡山県郷土文化財団を指定管理者に指定）

(2) 文化の力を活用した地域の活性化

<アートプロジェクトおかやま推進事業>

市町村や文化関係団体等と連携を図りながら、地域資源を活用した文化芸術イベントを展開し、文化芸術活動の一層の促進と賑わい創出により、地域の活性化を推進する。

ア おかやまAIR地域協働事業

国内外の芸術家を招へいし、滞在制作を行うAIR（Artist In Residence）に、地域との協働による取組も併せて行うことで、地域にアートを取り入れ、多様な視点から岡山ならではの文化活動や創造活動などを促進する。

#### イ 次世代おかやまアーティスト活動促進事業

県文化の底上げを図るため、本県ゆかりの若手芸術家を起用した企画展や舞台などを実施し、若手芸術家の活動の機会を創出するとともに、ワークショップ等を実施し、県民が文化に触れ、活動できる場を提供する。

#### ウ アートマネジメント人材育成・地域定着支援事業

アートイベントに必要となる企画力や広報技術等を習得できる通年の講座を開講し、岡山の芸術文化や地域資源を生かしアートイベントの企画・運営を行うことのできるアートマネジメント人材の育成を行うとともに、講座修了後の修了生への支援体制も合わせて構築することで、育成した人材が地域で定着し、岡山の文化芸術と地域資源を生かしたイベントに自発的に取り組める環境を整備する。

#### エ 身近にオーケストラ！鑑賞事業

本格的なオーケストラの演奏を聴く機会が少ない地域において岡山フィルハーモニック管弦楽団による公演を実施し、質の高い芸術鑑賞の機会を提供する。

### 3 文化発信しながら交流を広げる岡山

各分野で活動する文化団体等がお互いに幅広い交流を行い、連携を深められるよう努め、岡山の魅力を伝える文化の積極的な発信と多様な文化の受信に取り組む。

#### (1) 多様な文化プログラムの展開

##### ＜おかやま文化芸術アソシエイツ事業＞

(公社)岡山県文化連盟内に設置した「おかやま文化芸術アソシエイツ」の高い専門性を生かし、文化芸術に関する相談支援、情報発信、人材育成、ネットワークづくり及びポータルサイト「マイニングおかやま」を活用した芸術家等の活動支援などを、継続的に取り組むことにより、芸術家や文化団体等による文化活動の促進を図る。

#### (2) 文化による連携・交流の促進

##### ＜第31回中四国文化の集いの共同開催＞

開催場所：広島県

#### (3) 岡山からの文化発信

##### ア 岡山県文化特別顕彰

文化の分野で国内又は国外で顕著な功績を挙げるなど本県を全国にアピールし、県民に多くの感動を与えた個人又は団体を顕彰する。

H13年5月30日	有吉道夫	(日本将棋連盟公式戦通算1,000勝)
H13年9月28日	重松 清	(第124回直木賞受賞等)
H14年7月4日	蛭田二郎	(第58回日本芸術院賞受賞)
H16年12月16日	小川洋子	(第55回読売文学賞受賞等)
H17年5月27日	坂手洋二	(第8回鶴屋南北戯曲賞受賞等)
H19年3月1日	高木聖鶴	(文化功労者等)
H28年2月12日	原田マハ	(第25回山本周五郎賞等)
H28年2月12日	森 和俊	(アルバート・ラスカー基礎医学研究賞等)



H29年10月24日 高木聖雨 (第73回恩賜賞・日本芸術院賞)

H29年10月24日 菅井竜也 (第58期王位)

イ 内田百閒文学賞

岡山が舞台となる作品や、岡山県出身の人物・自然・文化・風土・物産などを題材とした文学作品を全国から募集する。((公財)岡山県郷土文化財団と共催)

# 《スポーツ振興課》

平成24年7月に制定・施行した「岡山県スポーツ推進条例」及び令和5年3月に策定した「第2次岡山県スポーツ推進計画」に基づき、本県のスポーツを総合的、計画的に推進する。

## 1 生涯スポーツの振興

県民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進し、生涯スポーツの振興を図る。

### (1) スポーツ活動参加への環境整備等

#### ア 総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援

市町村等と連携して、総合型地域スポーツクラブの設立・育成を図るとともに、連絡協議会を開催するなど、クラブ間のネットワークを強化する。

令和4年度末の状況・・・ 43クラブ設立済

#### イ ライフステージに応じたスポーツ活動推進事業

総合型地域スポーツクラブ等を通じて、幼児期からの運動経験の充実のため、幼児期指導者を保育園や幼稚園、幼児期を対象とした教室に派遣し、市町村等と連携して「アクティブ・チャイルド・プログラム」を活用した取組の普及を図る。併せて保護者等への啓発活動を推進する。事業の展開に当たり、コーディネーターを活用する。また、中高生世代のスポーツ活動を取り巻く環境の現状や課題について、関係団体等を対象に、情報交換の場を設定するとともに研修会等を開催し、取組の理解を図る。

### (2) スポーツ活動啓発事業の充実等

#### ア 晴れの国トップアスリート派遣事業

全国レベルの大会やトップリーグで活躍している県内のトップアスリート等を、市町村や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校等に派遣し、競技力の向上と地域スポーツの振興を図る。

令和4年度・・・ 247回派遣

#### イ おかやまスポーツナビの充実

ポータルサイト「おかやまスポーツナビ」において、県内のスポーツ情報の充実を図り、県民スポーツへの取組を促進する。

#### ウ 岡山県生涯スポーツ研究大会の開催

生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ関係者を対象に研究大会等を開催する。

### (3) トップクラブチームの支援

本県競技スポーツの牽引的存在として国内トップリーグで活躍するクラブチームの活動等を支援するとともに、県民がスポーツ活動に参加するきっかけづくりや岡山の情報発信を行い、地域の活性化と生涯スポーツの振興を推進する。

＜県が支援するトップクラブチーム＞

- ・ファジアーノ岡山（プロサッカー J2リーグ）
- ・岡山シーガルズ（女子バレー V1リーグ）
- ・岡山湯郷Belle（女子サッカー なでしこリーグ2部）

- ・吉備国際大学Charme岡山高粱（女子サッカー なでしこリーグ2部）
- ・岡山リベッツ（卓球 Tリーグ）
- ・トライフープ岡山（バスケットボール B3リーグ）
- ・トップクラブチームサポーター拡大事業

トップクラブチームのホームゲームを活用した、県民挙げての応援気運の盛り上げ等を図るイベントを開催し、スポーツに対する関心を高めるきっかけづくりを行うとともに、Jリーグアウェイゲームにおける岡山の情報発信やアウェイサポーターの誘客促進を図る。



岡山湯郷Belle県民応援デーで選手へ応援メッセージを書く来場者

- ・トップクラブチームによる交流促進事業

日頃、観戦機会の少ない方々にトップレベルの試合を楽しんでいただくことを目的として、高齢者施設や障害者施設等の方々が試合観戦に訪れるための送迎等事業を実施する。

#### (4) トップレベルの競技大会の誘致促進

- ・Catch the Dream・スポーツ大会誘致事業

トップレベルの競技大会の県内誘致を促進し、身近にトップアスリートの活躍に触れる機会を提供することで、地域振興はもとより、児童生徒を中心とした競技人口の拡大や既に競技に取り組んでいる県民の競技力向上を図る。

令和4年度・・・ 2件

#### (5) スポーツ関係団体の育成と充実

(公財)岡山県スポーツ協会が実施する少年団育成事業等に補助するほか、岡山県レクリエーション協会など各種スポーツ団体の育成を図る。

#### (6) 顕彰制度の充実

##### ア 岡山県生涯スポーツ功労者表彰

長年にわたり本県スポーツの振興及び発展に貢献し、顕著な成果を挙げたスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰する。

令和4年度・・・ 功労者4名、2団体

##### イ 岡山県スポーツマスターズ賞

長年にわたりスポーツを実践し、国際大会や全国大会で優秀な成績を収めた高年齢層の選手や、活動又は実績が他の模範となる高年齢層の選手を表彰する。

令和4年度・・・ 該当者なし

#### (7) スポーツ施設の活用と充実

県民のスポーツへの関心の高まりに対応し、スポーツ施設の活用と充実に努め、スポーツ活動の促進を図る。

## 2 競技スポーツの振興

国体選手やジュニア選手の育成・強化を行うとともに、国内外で活躍するアスリートの発掘・育成に取り組むなど、競技力の維持・向上に努める。

### (1) 優秀選手の育成

#### ア ジュニア選手育成・強化事業

競技ごとに、小学4年生から高校3年生までの県内トップ選手を対象に合宿・遠征を行い、競技力の向上を図る。

イ 国体成年選手強化事業

競技ごとに、成年の県内トップ選手を対象に合宿・遠征を行い、競技力の向上を図る。

ウ 岡山から世界へ！オリンピック・パラリンピアン育成事業

オリンピック・パラリンピックに本県から一人でも多くの選手を輩出するため、選手育成に必要なトレーニング等に関する支援を多角的に行う。

エ おかやま次世代アスリート事業

競技の普及と競技者確保を支援するとともに、将来のトップアスリートとしての期待がかかる選手の育成環境を整備する。

(2) 指導者の育成・活用

ア 晴れの国トップアスリート派遣事業(再掲)

イ 岡山県アスリート就職支援事業

国体や全国大会などを目指す意思のあるアスリートの県内就職を促進することで、成年選手の確保のみならず、競技経験豊富な選手を指導者として育成することにつながるるとともに、本県の競技スポーツの推進を図る。

ウ 指導者レベルアップ事業

国が作成したモデル・コア・カリキュラムを参考に、国体正式競技41競技団体の新たな核となる指導者を対象として県独自の研修等を行い、指導体制を再構築することで今後の本県の競技力向上の礎とする。

(3) 国民体育大会の選手派遣

国民体育大会中国ブロック大会、本大会及び冬季大会への選手派遣を行う。



<第77回国民体育大会 県選手団結団壮行式>



<特別国民体育大会冬季大会 表彰式>

(4) ジュニア期のスポーツ活動の推進

「つくろう・のぼそう！」スポーツプロジェクト

ア 『つくる』プログラム

児童・生徒に対して各競技の入り口となる場や専門的な実技指導を受ける機会を提供し、競技人口の増加を図る。

(ア) レッツ チャレンジ！競技体験事業

競技体験の機会を提供し、選手発掘へつなげる。

(イ) スポーツ活動奨励事業

専門的な実技指導を受ける機会を提供する。



<レッツチャレンジ(スケート)>



<スポーツ活動奨励事業(水泳)>

## イ 『のばす』プログラム

競技団体から選抜された中学生(1～3年生)を対象とし、各学年の競技レベルや発育・発達段階に応じた最適なプログラムを提供する。

### (ア) チャレンジ ザ トップ!

中学生の全国トップレベルのチームを招聘し、県選抜チームや選手と強化試合を行う。

### (イ) マルチ サポート プログラム

競技者に必要な能力(身体的・精神的)を引き伸ばすために、競技の専門性を踏まえたトレーニング等を提供する。



<チャレンジ ザ トップ!(アイスホッケー)>



<マルチ サポート プログラム(ソフトボール)>

## (5) 顕彰制度の充実

### ア 岡山県トップアスリート賞

国際大会や全国大会等において、特に優秀な成績を収めた個人・団体を表彰する。

令和4年度・・・ 64名、14団体

### イ 岡山県スポーツ特別顕彰

オリンピック等で顕著な成績を挙げるなど、岡山県を全国に強くアピールし、県民に大きな希望と感動を与えた個人・団体を顕彰する。

令和4年度・・・ 3名

### 3 おかやまマラソン

岡山市ほか関係団体と共同で、中四国最大規模の都市型大規模マラソン大会であるおかやまマラソン2023を、11月12日に開催するとともに、大会前日、当日の両日には、主会場周辺で「おかやまマラソンEXPO」を開催し、岡山のご当地グルメや、特産品などの物販、各地域の情報発信などを行う。



＜おかやまマラソン2022＞

また、大会開催に向け、県内外へのPRキャラバンの派遣、ランニング教室の開催などにより、大会PRや大会開催機運の醸成に努めながら、県内他大会の実施主体との連携による大会の共同PRやスタンプラリーなどの取組も展開し、これらを通じて、本県及び岡山市のスポーツの振興や情報発信、地域の活性化を図る。

#### ＜おかやまマラソン2023の概要＞

開催日時 令和5年11月12日（日）8時45分スタート

種目 マラソン（42.195km）、ファンラン（5.6km）

定員 16,400人（マラソン／15,000人、ファンラン／1,400人）

制限時間 マラソン／6時間（41.8km地点）、ファンラン／1時間（5.2km地点）

参加資格 マラソン／2005年（平成17年）4月1日以前に生まれた者

ファンラン／2011年（平成23年）4月1日以前に生まれた者

募集枠、募集期間

・岡山市民県民優先枠 4月12日（水）～4月19日（水）（2,000人）

・一般枠 4月20日（木）～5月22日（月）（14,400人）

コース

・岡山県総合グラウンド体育館（ジップアリーナ岡山）前をスタートし、同陸上競技場（シティライトスタジアム）をフィニッシュとするコース（日本陸上競技連盟公認）

#### [参考]

おかやまマラソン2022の開催結果（令和4年11月13日開催）

##### (1) 出走者数等

種目	定員	申込者数	出走者数	完走者数	完走率
マラソン	12,000人	21,373人	11,148人	10,213人	91.6%

##### (2) 沿道応援者数・EXPO来場者数

項目	11/12(土)	11/13(日)	合計
沿道応援者数	—	78千人	78千人
EXPO来場者数	24千人	18千人	42千人
合計	24千人	96千人	120千人

(3) ボランティア参加者数

項 目	11/11(金)	11/12(土)	11/13(日)	合 計
参加者数(延人数)	153人	478人	4,181人	4,812人

※実人数 4,730人

(4) 経済波及効果額

12.2億円

(直接効果 7.7億円、1次波及効果 2.4億円、2次波及効果 2.1億円)

# 《国民スポーツ大会推進室》

## 1 国民スポーツ大会冬季大会の開催準備

令和7年1月下旬から2月上旬に岡山県で開催される「第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会」は、スケート競技、アイスホッケー競技としては、初めて西日本で開催される大会となる。

開催前年度となる令和5年度は、競技や式典の運営計画や各種実施要項の作成など、開催準備を進めるとともに、大会開催に向け機運醸成のための広報活動等を実施する。

### <大会概要>

- 主 催 (公財)日本スポーツ協会、文部科学省、岡山県、岡山市、倉敷市、  
(公財)日本スケート連盟、(公財)日本アイスホッケー連盟
- 大会期間 令和7年1月26日(日)～2月5日(水)の11日間
- 開催競技 スケート競技(ショートトラック・フィギュア)、アイスホッケー競技
- 競技会場 岡山国際スケートリンク(岡山市)  
ヘルスピア倉敷アイスアリーナ(倉敷市)
- 推進体制 県、岡山市、倉敷市による合同実行委員会を組織

### <開催基本方針(骨子)>

#### 1 基本的な考え方

- ・今後の国民スポーツ大会冬季大会の全国展開に向けた先鞭をつける大会の実現を目指す
- ・「スポーツ立県おかやま」宣言に謳う夢、勇気、感動を創出できる岡山の実現を目指す
- ・本県の多彩な魅力を全国に発信する

#### 2 主な目標

- ・西日本で初めて開催される大会の成功
- ・冬季大会の新しいモデルとなる大会運営
- ・競技力の向上や冬季スポーツの魅力発信等によるスポーツの振興
- ・本県の魅力を全国に発信と地域の活性化



## 第5 当初予算額一覧表

(単位:千円)

区 分	令和4年度 当 初 予 算 額	財 源 内 訳		令和5年度 当 初 予 算 額	財 源 内 訳		備 考
		特 定	一 般		特 定	一 般	
義 務 的 経 費	1,558,627	78,491	1,480,136	1,691,100	85,258	1,605,842	
内 人 件 費	1,558,127	78,491	1,479,636	1,690,600	85,258	1,605,342	
内 訳 その 他	500	0	500	500	0	500	
一 般 行 政 経 費	2,796,452	1,051,552	1,744,900	2,998,137	1,087,581	1,910,556	
内 運 営 費	860,236	129,164	731,072	940,530	90,275	850,255	
内 訳 事 業 費	1,936,216	922,388	1,013,828	2,057,607	997,306	1,060,301	
投 資 的 経 費	38,470	20,603	17,867	40,332	21,929	18,403	
内 公 共 事 業 等 費	38,470	20,603	17,867	40,332	21,929	18,403	
一 般 会 計 の 計	4,393,549	1,150,646	3,242,903	4,729,569	1,194,768	3,534,801	
特 別 会 計	-	-	-	-	-	-	
合 計	4,393,549	1,150,646	3,242,903	4,729,569	1,194,768	3,534,801	